

Ⅲ. 学校図書館司書教諭課程

学校図書館法には、すべての小・中・高等学校（及び特別支援学校の小学部・中学部・高等部）に学校図書館を設けること、その専門的職務を掌らせるために司書教諭を置くこととされています。12 学級以上の規模の学校では、この司書教諭を置くことが義務付けられています。司書教諭は、教科を担当できる教諭であるとともに、メディア・リソース・センターとして学校図書館を管理運営し、児童・生徒の読書活動と情報活用能力の育成を図り、教師の教育活動を支援することを職務内容としています。

【履修上の注意】

1. 本課程は最低 1 ヶ年以上、継続して受講する必要があります。
2. 本課程の受講を希望する者について、12 月上旬に面接を行います。
3. 学校図書館司書教諭を希望する者は、教職課程を受講している必要があります。
4. 教職課程における幼稚園教諭は対象外となるため留意してください。
5. コンピュータを使用する科目は受講者数を制限する場合があります。

【「修了証書」の申請】

本課程修了者には、申請手続きを行うことにより文部科学省より「修了証書」が授与されます。この申請手続きについては所定の単位修得後、毎年 5 月下旬に教務課に申し込んでください。

特に 3 年終了時までには 62 単位以上修得し、かつ、学校図書館司書教諭課程に関する科目（5 科目 10 単位）をすべて修得した場合、4 年次において申請手続きを行うことができます。ただし、学校図書館司書教諭の資格は、教員免許状取得後に有効となります。

【学校図書館司書教諭課程開講講座表】

法令上の科目		大学における開講科目			開講学年				履修方法
科目名	単位数	科目名	開講	単位	1	2	3	4	
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	半期	2		○			10 単位必修
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	半期	2			○		
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	半期	2		○			
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	半期	2		○			
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	半期	2			○		

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。